

平成 30 年 5 月 24 日現在

機関番号：13301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12965

研究課題名(和文) 学校事故後の被害者・遺族支援としての当事者間対話促進制度に関する法社会学的研究

研究課題名(英文) Study of Promoting dialogue System between Victims/Bereaved families and Responsible party

研究代表者

土屋 明広 (TSUCHIYA, Akihiro)

金沢大学・学校教育系・准教授

研究者番号：50363304

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は子どもが死に至った学校事故において学校(設置者)と遺族とが対立する過程や要因をケース・スタディによって明らかにし、対立を回避し対話を促進する制度構築の手がかりを得ようとするものである。

研究の結果、事故後に遺族らが子どもの被災原因の解明を学校に求めることが学校の「法的責任」を含む「責任」(被災時や被災後の判断など)を追及することを意味してしまうこと、そのため学校は慎重な対応をとるようになり、両当事者の対話が途絶されてしまうことが明らかになった。以上から事故原因を解明する過程における免責制度や対話的關係の形成を可能とする具体的な制度について考察することが必要だと結論づけた。

研究成果の概要(英文)：This study takes up the case that the families who lost their children in municipal school and the responsible party (the authority) were opposed to another, and tries to understand possible causes of their oppositions. In addition, this study tries to obtain clues that can construct the promoting dialogue system between victims/bereaved families and responsible party.

In consequence, this study points out; firstly, in the process of dialogue between bereaved families and responsible party after the accident, the truth elucidation activities concerning the death of children by bereaved families means responsible party is responsible for or not, secondly, the responsibility is often linked to legal responsibility(compensation for damage), thirdly, therefore the dialogue is broken off. From the above, we need to consider immunity form responsibility system to elucidate truth and concrete promoting dialogue system to avoid oppositions between bereaved families and responsible party.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 紛争処理 対話促進 津波被災訴訟

1. 研究開始当初の背景

(1)2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた大津波は、学校、保育所といった教育・福祉施設に在籍していた多くの子どもたちの生命を奪うものであった。被災後、多くの遺族はわが子が死に至った経緯と原因を明らかにしようと教育・福祉施設や設置者(教育委員会や学校法人等)に対して説明を求めると、十分に納得することのできる説明を受けることはなかった。そのため一部の遺族は教育委員会や学校法人等を相手取って民事訴訟を提起することになる。遺族らの主な提訴動機は発災時に教育・福祉施設がとった具体的な避難行動と被害発生原因などの「真実」を明らかにすること、併せて事故後に教育・福祉施設やそれらの設置者がとった遺族らへの言動(情報提供の不十分さ、交渉の方法や遺族に接する態度等)に対する憤りであった。

(2)以上のように教育・福祉施設の事故においては、被害者・遺族らが事故の原因・真実を解明する過程で学校・保育所と設置者である教育委員会・学校法人等(以下、学校等)と対立状態に陥り、訴訟にまで発展することが少なくない。とくに子どもの死亡事故においてその傾向が顕著であり、わが子の死に直面している被害者・遺族らにとっては、学校等と対立したり、紛争状態に陥ったりすることは過重な精神的、肉体的な負担を負うものとなっている。そのため、対立、紛争そして訴訟に至ることなく、学校等との対話・交渉を通してわが子が死に至った「真実」解明を可能にする制度について考究することが重要だと考えられる。

(3)しかしながら、従来の法社会学研究(紛争処理研究、紛争処理論)は、当事者の主張・争点の構造分析、訴訟過程分析、当事者の問題認知枠組みなどに関する議論を蓄積してきたものの、対立・紛争後を焦点にした議論が多く、事故発生後から対立・紛争に至る当事者間の対話・交渉過程とその断絶を生み出す原因についての分析は不十分なままであった。

また筆者はこれまで教育行政機関に付設された紛争処理機関についての研究を行ってきたが、その焦点もまた紛争発生後の処理システムの分析に当てられたものであった。そのため、事故発生後から対立に至るまでの要因を明らかにする実証的、理論的な研究が求められている。

2. 研究の目的

(1)本研究は学校事故発生後に学校等と被害者・遺族らが対立状況に陥ることなく、被害者・遺族らの「真実」解明ニーズを充足させることを可能とする制度構築の端緒として両当事者間が対立関係に至る原因を理論的、実証的に明らかにすることを目的とする。

(2)併せて学校事故における遺族らのわが子の死についての「真実」究明や学校等との対話・交渉の再開・促進といったニーズに民事訴訟制度が十分に応答できない原因を、制度内在的に明らかにする。この分析を通して、訴訟制度とは異なる、遺族のニーズに応答しうる制度のあり様を考察する足掛かりを得ることを目指す。

(3)また、多くの学校事故において遺族側と学校等との対話・交渉を阻害する一因となっている「責任」負担に関する理論的な考察を行う。遺族側が求める「真実」の解明は、学校等にとっては自らの「責任」の所在を問われるもの、さらに損害賠償を伴う「法的責任」を追及されるものとして受け止められる傾向にある。それ故、学校等は訴訟を見据えて遺族との対話・交渉を回避しようとする事になり、遺族らの「真実」解明ニーズの充足がより一層困難になる。以上から、本研究は「責任」そのものについて理論的に問い、「真実」解明と責任追及の分離可能性について検討する。

3. 研究の方法

(1)本研究は訴訟に至った学校事故の訴訟までの過程や訴訟提起の原因を明らかにしようとするものである。そのため、訴訟に至った具体的な事例をとりあげて、原告となっている学校事故被災児童の遺族へのヒアリングや関連資料の収集と分析を試みる。また、代理人弁護士へのヒアリングも行い、遺族らが提訴に至った経緯や思いについてデータを収集する。それらの資料・データを分析することによって、学校事故発生後の当事者間の対話・交渉過程を再現し、対話・交渉の断絶を生み出した諸要因を明らかにすることを試みる。

(2)(1)の具体的方法として、東日本大震災・津波被災によって亡くなった公立小学校在籍児童の遺族らが設置者である自治体を相手取って提起した国家賠償等請求訴訟について調査研究を行う。遺族らへのヒアリングや関連資料の分析を通して遺族らが訴訟に至った経緯や思いを明らかにする。その過程で遺族らが被災後に相手方、設置者(教育委員会)に何を要請したのか、設置者はそれらの要請に対してどのように対応したのか、遺族らは設置者のどのような対応に不満を感じたのか、その理由は何が、それらの理由が提訴動機や主張立証の内容にどのような影響を与えているのか、などについて明らかにし、両当事者が対立関係に至る経過と要因の析出を試みる。

(3)(2)のフィールドワークと併せて理論研究も行う。具体的には、民事訴訟制度に関する文献、国家賠償法・不法行為法に関する

文献、紛争当事者間の対話促進に関する文献を収集し、先行研究から知見を得る。そして、民事訴訟制度が、遺族らの「真実」解明ニーズに応答し得ない構造的な原因について考究する。

(4)「責任」に関する検討は、責任について論じた先行研究、さらに責任追及と和解について論じた先行研究、そして「法的責任」について論じた先行研究をもとにして行う。

4. 研究成果

(1)研究期間全体を通して東日本大震災によって子どもを失った公立小学校児童の遺族らが提起した国家賠償等請求訴訟（第一審、控訴審）と遺族らによって開催された記者会見を傍聴するとともに、遺族らと代理人である弁護士に継続的なヒアリング調査を行い、収集した資料・データの分析を行った。同時に関連資料の収集と分析、先行研究の知見を踏まえて遺族らが提訴に至った動機や過程を再現し、遺族らと学校等が対立関係に至る要因について考察した。具体的に明らかにした点は以下の通りである。

(2)第一に、本件の子どもを失った遺族らが子どもの最期の詳細（「真実」）を知りたいとの強い思いを抱く理由を明らかにすることができた。それは、「子どもの親として当然」と言い表される「親としての思い」であり、加えて「真実」解明が同種事故の再発防止に資するという意味づけによって、「真実」解明ニーズはより強化される。これら子どもを亡くした遺族らの思いや子どもの死に対する意味づけは、多くの他の学校事故ケースでも見られる現象であり、現代社会においてある程度一般性を持つ傾向であると考えられる。

(3)第二に、「真実」解明を希求する本件遺族らの要望が十分に満たされず、学校等との対立関係に移行していく要因を明らかにした。その要因の一つ目は、遺族らの「真実」解明ニーズが学校側にとっては被災時の教職員の子どもへの避難指示と避難行動を詳らかにすると同時に、決定のプロセスとその妥当性の検証、そして「責任」追及の意味を持つと受け止められることにある。そのため学校等は遺族側への対応に慎重になり、遺族にとって「真実」解明ニーズが充足されない結果に終わることになる。

要因の二つ目は、上記「責任」追及が損害賠償を伴う「法的責任」と接合されることで、学校等に、より一層慎重な対応をさせるように機能することである。遺族側が様々な情報提供を求めてきたとしても、学校等としては将来の訴訟リスクを想定して、情報提供に慎重になる。

三つ目は上記のような学校側の対応自体が遺族側にとって「無責任」な態度として受け止められることである。遺族側にとって、学

校が果たすべき「責任」は、「真実」を解明することだけではなく、遺族らに誠実に対応することをも意味する。そのため、「真実」解明に慎重な学校の態度は「責任」を果たしていないと認識され、遺族側の不満を募らせ、対立を引き起こすことになる。

これは「責任」の意味概念が広範なことに起因する。そのため両当事者が想定する果たすべき/果たされるべきと考えられる「責任」にズレが生じることになる。また「責任」には「道義的責任」と「法的責任」があると考えられるが、両者の境界が曖昧なことにもよる。両者が截然と分離されていないが故に、後者を負うことを回避するために前者についても回避しようとするとの帰結をもたらすことになる。そして、遺族にとっては学校側の慎重な対応が果たすべき責任を果たさず、責任回避や隠蔽を図ろうとする行動として理解され、両者の間に溝が生じ、対立関係への移行を引き起こすのである。本件の場合、提訴前の交渉過程において遺族側から繰り返し学校との対話的な関係を形成しようと試みてはいるものの、学校等が慎重な対応を継続することで両者の懸隔が狭まることはなかった。

(4)本研究が明らかにした第三の点は、遺族らの提訴動機に対する民事訴訟制度の応答不能性である。本件遺族らは事故後に発生した学校等との疎隔とそれによる「真実」解明への障壁を、訴訟によって解消しようとした。すなわち、法廷の場で意見陳述などを通して対話的な関係を形成し、「真実」を明らかにしようとした。しかしながら民事訴訟制度は、法的争点をめぐる対審構造をなしており、当事者間の対話的関係形成を目的としていない。そのため一方の他方への対話の呼びかけが応答されるようには制度設計されていないことになる。

また、遺族が知りたい「真実」に関わる争点であっても、訴訟制度上主たる法的争点（損害賠償責任など）と関係する限りにおいてのみ取り上げられることになり、遺族らの「真実」解明ニーズが満たされることはなかった。

(5)以上の研究結果から遺族らの「真実」解明ニーズを充足するためには、両当事者の対話を可能とする制度構築を考察する必要があると考えられる。そのために今後検討すべき課題は以下の通りである。

第一に、「真実」解明過程における免責制度の可能性である。学校等が遺族らの「真実」解明ニーズに慎重な対応をとる要因は「責任」・「法的責任」追及を念頭に置くからであった。そのため、事故発生後に行われる当事者間での対話・交渉過程における「責任」・「法的責任」の免責制度の可能性について大規模事故の事例などを参考に検討する必要がある。

第二に、両当事者の対立の原因となっていた「責任」範囲の確定化を試みることである。

日常的に使用される「責任」概念は広範であり、学校事故への対応においても遺族と学校等とで思い描くものが異なる可能性が高い。そして両者の齟齬は対立関係を出来させ、遺族らが求める「真実」解明を遠ざける結果となっていた。そのことから、対話・交渉過程において、果たすべき「責任」とは何かを明らかにし、その画定される「責任」の共通理解を図ることを、その是非も含めて検討する必要があると考えられる。

これらの課題の考察を通して、学校事故の遺族側と学校側との対話チャンネルを切り開き、遺族側、学校側がともに「真実」解明に取り組むことができるような制度構築を行うことが可能であると考えられる。

そして、以上の検討は、学校事故事例のみに適用されるものではなく、多くの事故・事件に汎用可能なものであると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

土屋明広、津波被災訴訟における「真実解明」のゆくえ、法社会学、査読有、84、2018、pp.241-268.

土屋明広、子どもの命を守るために-大川小学校をめぐる訴訟について、教育、査読無、854、2017、pp.90-93.

〔学会発表〕(計1件)

土屋明広、津波被災訴訟における「真実」解明のゆくえ-大川小学校訴訟、日本法社会学学会、2017.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土屋 明広 (TSUCHIYA, Akihiro)

金沢大学・学校教育系・准教授

研究者番号: 50363304

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号:

(4) 研究協力者

()